

令和 8 年度

町 民 税
県 民 税
森林環境税

特別徴収のしおり

— 大 熊 町 —

大熊町役場 住民税務課

〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

TEL 0240-23-7154、TEL 0240-23-7158

FAX 0240-23-7852

しおりの内容

- I 特別徴収のあらまし
- II 特別徴収事務の取扱い要領
- III 町民税・県民税・森林環境税の算出のしかた
- IV 退職所得に係る税額の徴収（分離課税）について
- V 特別徴収税額の納期の特例について
- VI その他連絡事項

(別紙)

- 1. 令和8年度町県民税取扱局の指定について
- 2. 特別徴収に係る給与所得異動届出書等様式

(1)大熊町の指定金融機関等

- ・東邦銀行
- ・福島さくら農業協同組合
- ・大東銀行
- ・福島銀行
- ・相双五城信用組合
- ・あぶくま信用金庫
- ・会津信用金庫

- ・東北六県に所在する郵便局
及びゆうちょ銀行

※別紙「町県民税取扱局の指定について」が必要となります。

(2)指定金融機関以外から納付される場合は、下記の口座へ振込をお願いします。

銀行口座番号

東邦銀行 大熊支店
普通口座 240
大熊町会計管理者

令和8年度 町民税・県民税・森林環境税の 特別徴収について

町民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、日ごろ格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、先般提出いただきました給与支払報告書に基づき特別徴収税額を算出いたしましたので、よろしくお願いいたします。

I 特別徴収のあらまし

1 町民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは（法 321 の 3①）

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない町民税・県民税・森林環境税を、6月から翌年5月までの12回にわたって、給与から差し引いて納税義務者個人に代わって納めていただく制度を特別徴収といいます。

2 特別徴収義務者とは（法 321 の 4）

特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。

3 特別徴収義務者指定の根拠

地方税法 321 条の 4 及び大熊町税条例第 45 条の規定によって、給与の支払者を特別徴収義務者に指定します。

なお、任意に指定取消の申し出や指定拒否はできないことになっております。

4 特別徴収税額の納入義務

指定を受けた特別徴収義務者は、地方税法 321 条の 5 および大熊町税条例第 46 条の規定によって、別添の「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に基づき、毎月（6月から翌年の5月まで）給与の支払をする際、月割額を徴収し、徴収した翌月の10日（10日が土・日・祝日の場合は次の平日）まで納入する義務を負います。

5 翌月10日の納期限までに納入しなかった場合（法 326）

納期限までに税金の納入がなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて計算した（1）の延滞金を併せて納入して下さい。

なお、未納の税額に1,000円未満の端数がある場合、またはその税額が2,000円未満である場合は、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

また、計算した延滞金に100円未満の端数がある場合、または金額が1,000

円未満である場合には、その端数またはその全額を切り捨てます。

- (1) 延滞金は、納期限の翌日から1ヶ月間は年7.3%の割合（当該期間のうち平成12年から平成25年までは前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合）、平成26年以降は特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））で計算し、その翌日から納付の日までの期間は、年14.6%の割合（平成26年以降、特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合）で計算した合計額です。
- (2) 督促状が発せられますと100円の督促手数料を納めなければなりません。
- (3) 督促状が発せられた日から起算して10日を経過した日まで完納しない場合には滞納処分を受けることになります。（法 331）

6 納税義務者が退職等異動した場合（法 321 の 5②③）

退職等（退職・転勤・長期欠勤および休職・死亡等）によって給与の支払を受けなくなった納税義務者については、異動事由の生じた翌月の分から納入する義務がありません。

ただし、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載して大熊町住民税務課宛て（翌月10日まで）にご提出いただくことで初めて徴収義務がなくなることになります。

7 その他

- (1) （税額の変更）特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合、その他税額を変更した場合は「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更された月割額により徴収してください。なお、通知前に既に徴収済みとなった場合には、翌月分で相殺してください。（法 321 の 6）
- (2) （審査請求）納税者は税額通知書（納税義務者用）に記載された事項について不服がある場合には、通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。（法 19）

Ⅱ 特別徴収事務の取扱い要領

1 納税者への通知書交付

- (1) 同封いたしました税額通知書（納税者用）は、直ちに本人に交付してください。退職等（退職・転勤・長期欠勤および休職・死亡等）の理由によって交付できない者がある場合には、すみやかにその事由を「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載のうえ、交付できない「納税者への通知書」と併せてご返送ください。
- (2) 「税額の変更通知書」を受取ったときは、「納税者への変更通知書」を直ちに本人へ交付してください。
- (3) 納税者に給与所得以外の所得がある場合には、原則として給与所得と合算して特別徴収することになっておりますが、納税者がその全部、または一部を普通徴収の方法によって徴収するよう、大熊町役場住民税務課へ申し出ている場合や、税務署に申告書を提出している場合は、その所得については普通徴収となります。

2 徴収税額の徴収および納入方法

- (1) 徴収は令和8年6月より令和9年5月まで、その月の（仮に8月5日払の給与が6月分の給与であっても）給与の支払の際、同封した「特別徴収税額の通知書」に記載された月割額を徴収してください。
- (2) 特別徴収税額が均等割額（年税額5,000円）に相当する金額以下の方については、最初の月（6月分）に全額を徴収してください。
- (3) 納入は別冊「町民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書」を使用し（徴収した税額が当初に通知した税額と異なる場合は、徴収した税額を記入し）、徴収した翌月の10日（10日が土・日・祝日のときは次の平日）までに指定金融機関等または郵便局に納入して下さい。

3 給与所得者異動届出書の提出

- (1) 納税者が退職等の事由により、給与の支払を受けなくなったために月割額の徴収ができなくなった場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項を記載して、大熊町住民税務課あて、事由の発生した都度提出されますようご協力ください。
- (2) 納税義務者が転勤のため、未徴収税額が生じたときは、転勤先で特別徴収できる場合を除き、一括徴収して納入くださるようご協力ください。
- (3) 6月1日から12月31日までの間に退職等のため給与の支払をしなくなった場合は、納税義務者の申出があれば未だ支払われていない給与と退職手当等を合算して、未徴収税額が少ない場合には、退職時に一括徴収して納入してください。

Ⅲ 町民税・県民税・森林環境税の算出のしかた

1 納税義務のある者（法25および294）

令和8年1月1日現在、大熊町に住所を有する人（住民基本台帳に登録されている人）です。その後他市町村へ転出しても、その年度は課税した市町村へ全額を納税（翌年5月まで）することになります。

なお、令和8年1月1日現在大熊町に住民登録がなくても実際に居住している場合は、地方税法第294条の3の規定により大熊町で課税されます。

2 納税義務のない者（法24および295）

- (1) 前年中に所得を有しなかった人
- (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (3) 障害者、未成年者、寡婦（寡夫）で前年の合計所得金額が125万円以下の人

3 税額の算出のしかた

総所得金額①－所得控除合計額②＝課税総所得金額③

課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥

所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨

特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

◎ 税率

- ・所得割（総合課税分） 町民税 6%
県民税 4%
- ・均等割 町民税 3,000円
県民税 2,000円
- ・森林環境税（国税） 1,000円

(注)

- 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
- 2 「税額控除⑤」は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除及び震災等による減免額等の合計額です。
- 3 「控除不足額⑩」は、所得割額より控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の額です。

Ⅳ 退職所得に係る税額の徴収（分離課税）について

1 徴収（法 50 の 2、328、328 の 4 および 5）

退職所得にかかる町・県民税も退職金支払いの際、徴収することとされておりますので、退職金支払の際には誤りなく徴収納付して下さるようお願いいたします。

退職所得に係る特別徴収税額は「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」を使用してください。

2 納入

納入は、給与に係る「納入書」と同一のものを使用していただき、徴収税額は給与に係る税額欄の下欄（2 行目）に退職金から徴収した町・県民税の合計額を記入し、裏面退職所得に係る納入申告書の内訳も必ず記入してください。

Ⅴ 特別徴収税額の納期の特例について（法 321 の 5 の 2）

給与の支払を受ける者が常時 10 人未満である事務所、事業所の特別徴収義務者に限り、町長の承認を受け、その事務所及び事業所において支払った給与について徴収した特別徴収税額を、下記の納期によって納入することができます。

該当する特別徴収義務者で、この納期の特例によって納入を希望される方は、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を町長に提出してください。

1 納期

6 月分から 11 月分（退職所得については 4 月から 11 月まで）として徴収した特別徴収税額については、12 月 10 日まで、12 月分から翌年 5 月分として徴収した特別徴収税額については、翌年の 6 月 10 日までに納入してください。

2 徴収

この規定はあくまでも特別徴収義務者が納入する納期の特例ですから、納税者からは必ず毎月給与の支払の際に徴収してください。

Ⅵ その他連絡事項

○令和 6 年度から森林環境税（国税）が課税されています

森林環境税（国税）は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で、令和元年度税制改正に創設された国税です。令和 6 年度から、個人に対して一人年額 1,000 円が課税され、町民税・県民税と併せて徴収します。

○令和 6 年度から町民税・県民税の特別徴収税額通知の受取り方法に電子通知が追加されました

・特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ（正本）での受取りか紙か次のいずれかを選択できます。

①紙（正本）を郵送で受取る ②電子データ（正本）を eLTAX で受取る

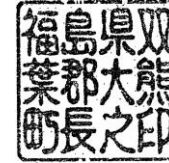
・特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ（副本）が廃止されました。次のいずれかを選択できます。

①紙（正本）を郵送で受取る ②電子データ（正本）を eLTAX で受取る

令和8年5月15日

郵便局長 様

福島県双葉郡大熊町長 吉田 淳



令和8年度町県民税取扱局の指定について（通知）

標記のことについて、貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、大熊町の町県民税（特別徴収税額）取扱局に指定いたしましたので通知いたします。

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------|
| 1 | 口座番号 | 02120-2-960061 |
| 2 | 加入者の名称 | 大熊町会計管理者 |
| 3 | 取りまとめ局 | 仙台貯金事務センター
(郵便番号980-8794) |

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

お送りした納税通知書の中に、退職・休職・転勤等の理由によって給与の支払を受けなくなった方がいる場合には、毎月その月の中旬までに個人毎に本表を調製し大熊町住民税務課へ提出してください。

- 1 大熊町では、この異動届出書に基づいて、貴事業所の税額を訂正し、退職された方の未徴収分について、直接本人宛に納税通知書を発送して納付していただきます。
- 2 届出が遅れると、大熊町の事務処理が遅れるばかりでなく、貴事業所の滞納額として残り、督促状が発行されたり、滞納処分を受ける場合があります。
また、退職された方も未徴収額について一度に多くの額を納付していただくこととなりますので、可能な限り理由の発生した都度提出してください。
- 3 普通徴収から特別徴収へ切替の申出がありましたら「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を速やかに提出してください。
- 4 特別徴収義務者の登録事項に変更があった場合には「特別徴収義務者所在地・名称等の変更届出書」を速やかに提出してください。
- 5 用紙が不足した場合は、コピーをお取りいただくか、町ホームページに様式を掲載しておりますのでご活用ください。

(大熊町役場住民税務課 TEL0240-23-7154、TEL0240-23-7158)

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

				年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度							
大熊町長 様 令和 年 月 日		給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒 -						特別徴収義務者 指定番号							
			フリガナ							整理番号							
			氏名又は名称							所属							
			個人番号又は法人番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						担連 当 絡 者 先	氏名						
										電話		内線 ()					
給 与 所 得 者	フリガナ							(ア)	(イ)	(ウ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名							特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)							
	生年月日	(昭・平)	年	月	日												
	個人番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで	<input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで	<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日					<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 退職・長欠 <input type="checkbox"/> 4. 死亡 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・不定期 <input type="checkbox"/> 6. 合併・解散 <input type="checkbox"/> 7. その他 <small>〔事由・理由〕</small>	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <small>〔下段1を新しい勤務先で 記入してください。〕</small> <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <small>〔下段2に一括徴収した税額の 納入月を必ず記入してください。〕</small> <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収(本人納付) <small>〔下段3に理由を記入してください。〕</small>	
	受給者番号																
	1月1日 現在の住所	TEL () -															
異動後の 住所							円										

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先では、月割額 _____ 円を	
新 し い 徴 収 先	特別徴収義務者 指定番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> 月分 (____ 月 ____ 日納期限分) から徴収し、納入します。			
	所在地	〒 -						所属			
	フリガナ							氏名	受給者番号 (電子受取の場合、必ずご記入ください)		
	氏名又は名称							電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		

2. 一括徴収の場合				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、	
理 由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		月 日	円	<input type="checkbox"/> 月分 (____ 月 ____ 日納期限分) で納入します。	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合						※市 町村 記入 欄
理 由	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 4. その他 ()				

令和 年度町民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

◎ 納税義務者から普通徴収分を特別徴収へ切替したい旨の申し出があった場合には、すみやかに提出してください。

大熊町長 様 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	名 称		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		所 在 地		大熊町からの問い合わせ ※必ずご記入願います ※必ずご記入願います	所 属	
		代 表 者 の 職 氏 名 印	⑩		氏 名	
		個 人 番 号 又は法人番号			電 話	

給 与 所 得 者	フリガナ		申請理由 (番号を○で囲んでください) 1. 月 日入社のため 2. 正社員になったため 3. その他 ()
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	個 人 番 号		
	1月1日現在 の 住 所		
	現 住 所		

上記の者の普通徴収分について 第____期以降を、____月分 (____月____日納期分) から 特別徴収します。	備考	※注意 (1) 普通徴収の納期限が過ぎている納期分は、特別徴収に切替ができません。 (2) 二重納付防止のため、本人あてに送付した普通徴収分の納税通知書(領収済)の写しを必ず同封してください。
--	----	--

特別徴収義務者の所在地・名称変更届

◎変更があった場合は、早めに提出していただきますようお願いします。

大熊町長 様		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	TEL	—	—	変更年月日	年	月	日
令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者 指 定 番 号		氏名又は名称			連絡者の	所属			
市町村コード	課・係 氏名等		個 人 番 号			氏名				
075451			又 是 法 人 番 号			電 話				
		変 更 前				変 更 後				
フリガナ										
所在地										
方 書										
フリガナ										
名 称										
電 話										
変 更 理 由	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 合併等による変更 4. その他 ()				備考					
変更理由が「3」又は「4」の場合は、備考欄にその内容（合併・新法人の設立等）を詳しく記載してください。										

※所在地・名称には、誤読を避けるため必ずフリガナをつけてください。

特別徴収税額通知データ受取方法新規・変更届出書

※大熊町
処理欄

令和 ____年____月____日 提出 大熊町長 様	（ 特別 徴収 税額 通知 受取 方法 変更 届出 書 ）	所在地 (住所)	〒 _____ - _____	特別徴収義務者 指 定 番 号		
		フリガナ		担当者 連絡先	eLTAX 納税者ID	
		名称 (氏名)			係	
		代表者の 職氏名			氏名	
				電話		

事項	変更前(旧) ※変更項目のみ記入してください	変更後(新) ※変更項目のみ記入してください ※新規の場合はこちらのみ記入してください
特別徴収税額 通知受取方法 <特別徴収義務者用>	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
特別徴収税額 通知受取方法 <納税義務者用>	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面	<input type="checkbox"/> 電子データ <input type="checkbox"/> 書面
通知先 メールアドレス		※1(イチ)と1(エル)、0(ゼロ)とO(オー)など区別しにくい文字にはフリガナを付けてください。

【注意事項】

- eLTAXで給与支払報告書提出時に希望した「特別徴収税額通知受取方法」「通知先メールアドレス」を変更する場合や年度途中で新規でデータ受け取り方法を選択する場合は、この届出書を提出してください。
- 「電子データ」を選択した場合、電子データのみ送信し、書面による通知書は送付しません。また、「書面」を選択した場合、書面による通知書のみ送付し、電子データは送信しません。
- 納税義務者用の「電子データ」を選択する場合、個々の納税義務者に社内システムやメールなどの電子的な方法により提供することが可能な場合に限りましてご注意ください。
- 納税義務者用の「電子データ」を選択する場合、個々の受給者番号が必要です。給与支払報告書提出時に受給者番号の入力がない場合や妥当でない受給者番号がある場合は、電子データでの提供ができない可能性があります。
- 納税義務者用の「電子データ」を選択する場合は、該当従業員の氏名・受給者番号を指定の様式に記入し添付してください。

備考